

嘉麻市情報教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 嘉麻市小中学校における情報教育を推進するため、嘉麻市情報教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報機器等の導入・活用の検討に関すること。
- (2) 各教科及び校務での情報化の推進に関すること。
- (3) 教職員情報教育研修会に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、部長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長、部長及び委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 小中学校校長会から選出された者
- (2) 副会長 小中学校校長会から選出された者
- (3) 部長 小中学校教頭会から選出された者
- (4) 委員 各小中学校から選出された者

(会長、副会長及び部長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部長は、前条に規定する各小中学校から選出された委員で組織される小学校部会及び中学校部会を統括し、代表する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第6条 協議会は、協議会の運営に関し、企画、立案及び調整等を図るため、運営委員会を設置する。

2 前項に規定する運営委員会の委員は、会長、副会長及び部長をもって組織する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を嘉麻市教育センターに置く。

2 事務局は、協議会の庶務を処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

4 事務局長は情報教育支援教員又は情報教育支援員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。